2025年3月６日

障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画に関する見解

全国優生保護法被害弁護団
優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会

2024年12月27日、内閣総理大臣をトップとした「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」（以下、対策推進本部という）が「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」（以下「行動計画」という）を発表した。

しかし、この対策推進本部は、2024年７月３日の優生保護法裁判をめぐる最高裁判決が背景となっているが、岸田元総理大臣から原告ら被害者へ謝罪の際の約束を踏まえているとはいえず、また「行動計画」が発表された後の2025年１月17日「旧優生保護法に基づく強制不妊手術などに対する補償金支給法」の施行日に、石破総理大臣が原告や私たちと面談した際の「政府の責任は極めて重大。真摯に反省する」「優生手術といった個人の尊厳を蹂躙する、あってはならない人権侵害を二度と起こしてはいけない」発言についても、推進本部の本気度は伝わってこない。従来の「理解促進・広報啓発の取組」と同様で、これまでの法律や仕組みを踏襲し、周知や啓発の範囲にとどまっていることは残念である。

優生保護法により社会に根付かせた障害者らへの差別・偏見については、最高裁判決でも国の責任は「きわめて重大」と認定されたが、それらの偏見・差別を解消し共生社会を実現しようとするためには、より具体的、実効性のある劇的な大改革が必要である。

私たち、優生保護法被害弁護団と全国25団体からなる「優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会」（略称：優生連）は、この度、発表された行動計画に対して、国が果たすべき役割と責任について以下の通り見解を表明する。

記

この行動計画は「優生保護法」問題から端を発しつくられたはずだが、優生保護法問題の全面解決に向ける視点が弱い。以下の各項目に優生保護法問題から観えた「障害者に対する偏見や差別のない共生社会への実現に向けた」視点を記すべきである。

1. 「Ⅰ　はじめに」

1　「これまで障害のある人が受けてきた差別、虐待、隔離、暴力、特別視はあってはならないものである」とされているが、これは優生保護法の第1条目的「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止し」が、障害等のある人への偏見、差別を根付かせ、浸透させ、助長してきた最大の要因であったことを明記すべきである。

2　また、総理指示に「優生保護法の過ちを二度と繰り返さないための取り組み」は入れるべきである。

3　「Ⅲ　取り組むべき事項」
「基本的スタンス」に、最高裁大法廷での判決についての対策推進本部のスタンスの明記は必要である。また、「人権侵害に迅速に対応できる実効性のある体制の構築についての検討の取り組み」も必要だと考える。

4　「Ⅳ　実施体系について」
「外部有識者や障害当事者の参画の下、実施状況を監視する体制を強化」とあるが、優生保護法について最高裁判決後に結ばれた基本合意の中にある「真相究明・再発防止のための調査・検証」「差別の根絶に向けた施策」の協議内容についても行動計画に位置づけ、取り組みに反映すべきである。

2.　「Ⅱ　ヒアリングにおいて当事者の方々から示された主な問題意識」

行動計画策定に当たり4回のヒアリングを行ったとのことだが、幹事会アドバイザーに、精神障害者・知的障害者、女性が不在であることに強い違和感を覚える。

障害者権利条約委員会は、精神・知的、女性障害者など、より弱い立場に置かれがちな障害者を参画させるよう求めているが、今回のヒアリングの対象者や団体においては、障害種別やジェンダーバランスが考慮されておらず、優生保護法の原告へのヒアリングがされたことは一定の評価ができるが、長年、優生保護法問題に取り組んできた研究者や団体が不在であった。

こうした点からも、障害者に対する差別・偏見のない共生社会の実現に向けて取り組むという意気込みは、国の姿勢からは感じられない。

3.　「Ⅲ　取り組むべき事項」

全体として、当事者ヒアリングで出されたとされる10の主な意見や『III　取り組むべき事項』として示された（基本的スタンス）と、同じく取り組むべき事項としてあげられている4つの事項とでは、大きな乖離がみられる。また、それらを実現させていくための具体的な取り組みはみられない。

1　子育て等の希望する生活の実現に向けた支援の取組の推進

当事者ヒアリングからは、子を持ち育てることを希望する障害のある人への支援が、現状では不十分であり、新たに法律に盛り込むことが要望された。しかし、具体的取り組みにおいては、現行制度での好事例の動画等による周知等にとどまっている。また、優生保護法問題の根本にある「性と生殖の健康・権利」（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・ライツ）に向けた視点が皆無である。

性と生殖について自分で決める権利を奪われてきた女性や障害者の権利を取り戻すには、単に出産・育児への支援だけでなく、自分自身の身体を大切にするための自己決定権を行使するために、正しい情報や手段が得られるための教育が重要である。

特に障害のある女性が、性被害による妊娠を回避するために不妊手術を受けさせられたことは国会報告書でも明らかになっているが、現在でも、情報や知識を得られない状況の中で知的障害のある女性が妊娠し、孤立出産に追い込まれ、遺体遺棄などで逮捕される事例がある。このような事態が起きないために、避妊や中絶も含め、正しい情報へのアクセスや手段を講ずることができるような支援が必要である。

性被害者にも加害者にもならないために、全ての人に対する包括的性教育を実施していくことが、障害女性の複合差別解消に取り組むうえでも重要である。

2　公務員の意識改革に向けた取組の強化

優生保護法の歴史的経緯や被害当事者の声を取り入れ再発防止に努めることや、障害当事者の参加の下、障害当事者の実体験、具体的事例の検討や優生保護法の措置を含む歴史的経緯なども含めた障害者差別に係る教材等を令和7年度中に作成することなど、新たな取り組みもある点は評価できる。その取り組みをより実効的なものにするためには、障害種別・ジェンダーなど考慮したメンバーによる取り組みとすることを前提とし考慮すべきである。

また、母体保護法に変わった後にも、強制不妊手術や中絶の強要が行われている実態がある。そして、この実態については、調査も検証もされていない。この実態の調査・検証を踏まえ、再発防止策も含めた検討は、障害者に対する差別・偏見のない共生社会の実現のためには必須である。

3　ユニバーサルデザイン2020行動計画で提唱された「心のバリアフリー」の取り組みの強化

職場や学校において障害のある人もない人も共に生きるインクルーシブ社会を目指し、教育や雇用の場で共に生きることが強調されているが、別紙『令和6年度以降の「心のバリアフリー」に係る取組』では、現状の分離教育において交流及び共同学習の機会を設けるという学習指導要領を推進することや福祉的就労の充実という現行の施策に重点が置かれており強化とはいいがたい計画である。

インクルーシブ社会を目指すには、「心のバリアフリー」といった慈悲や優しさではなく、障害の社会モデル/人権モデルの教育が必要である。

また早急な対応が求められる医療保護入院や身体的拘束等精神保健医療福祉の様々な課題については「精神保健医療福祉の今後の施策推進に関する検討会」を開催し、幅広く検討するという記述のみで、具体策は先送りされている。

4　障害当事者からの意見を踏まえた今後に向けた更なる検討

「記憶を風化させないようにするための方策」とあるが、「優生保護法の被害実態の証言や資料などの保全、公開を含め、記憶を風化させないようにするための方策」と明確に示すべきである。

4.　「Ⅳ　実施体制」

当事者ヒアリングで出された意見や、今後も当事者の意見を聴いて更なるフォローアップを行うとのことだが、「Plan（計画）」「Do（実行）」「Check（評価・検証）」「Act（改善）」の4つのフェーズからなる改善のためのPDCAサイクルの具体的な時期が示されていない。

今後の取組を行う組織として内閣府障害者政策委員会の名があがっているが、これらの委員はすでに多様な課題を担っており、さらに優生保護法問題に取り組むには無理がある。また、内閣府障害者政策委員会には含まれていない精神障害や知的障害当事者、優生保護法問題に取り組んできた弁護団・優生連等を含めこの問題に詳しい人、また障害者委員の女性割合を増やした組織が必要である。

以上を踏まえ、今後、基本合意に基づき行われる国と原告団・弁護団・優生連との協議においても、この行動計画のフォローアップ（進捗確認）と検証が行われ、バージョンアップ（改訂）していくことを要望する。

以上